

妊婦のための支援給付事業のお知らせ

江戸川区では、令和7年4月1日から、妊娠中から出産・子育て期まで安心して過ごしていただけるよう、「妊婦のための支援給付事業」を開始しました。これに伴い「出産・子育て応援給付金事業」は新制度に移行します。

令和7年4月1日以降、妊娠を継続されている方は「妊婦のための支援給付金（2回目）」の対象で、申請いただいた方に経済的支援として5万円（現金またはギフトカード）を給付します。裏面の申請方法をご覧ください。

なお、事業内容や申請に関する詳細は区ホームページをご覧ください。

*このお知らせは、江戸川区へ妊娠届を提出された方へ送付しています。

何らかの事情で妊娠を継続されていない方にもお届けしています。

令和7年4月1日以降、流産・死産・人工妊娠中絶等を経験された方も申請いただけます。

【大切なお知らせ】

令和7年3～4月中に出産応援ギフトを申請された方（このお知らせを受け取られた方）は、「妊婦のための支援給付金（1回目）現金5万円」へ給付内容の変更が可能です。

変更を希望される方は、**令和7年5月18日まで（厳守）**に裏面の【申請方法】をご覧ください。

※上記期限までに変更のお申込みがない場合、既にご申請いただいた「出産応援ギフト」が給付されますのでご注意ください。

※出産応援ギフトは6月中、妊婦のための支援給付金（1回目）は7月中に給付予定です。

※妊婦のための支援給付金（1回目）に給付内容を変更された場合、出産応援ギフトの申請は無効となります（両方を受け取ることはできません。）

<お問い合わせ先>

江戸川区 妊婦のための支援給付事業コールセンター

電話：03-4446-4327

受付時間：平日 9:00～17:00（土日祝、年末年始を除く）

担当部署：江戸川区健康部健康サービス課母子保健係

区ホームページ



【申請方法】

① 右記の二次元コードからアクセス ***多胎の方はそれぞれ申請が必要です。**

② メールアドレスを登録（登録後すぐに本登録用の URL が届きます。）

③ 本登録用の URL にアクセス

④ 自身で任意のパスワード

⑤ 「申請者 連絡先情報」

* 出産予定日は2回目の

⑥ 「びよママギフト受給申

する手続き）」を入力

* 出産応援ギフトでの

⑦ 「胎児の数の届出（妊婦のための支援給付金（2回目）の申請に関する手続き）」を入力

* 「胎児の数の届出」は出産予定日の8週間前から可能です。

赤枠部分が写っている
写真を添付してください。

あなたの母子健康手帳番号：

あなたのびよママ相談日：

【注意事項】

「びよママギフト・妊婦のための支援給付金（1回目）」の給付時期は、申請内容に不備がなければ妊婦給付認定申請の翌々月に給付予定です。なお、ママページに入力した「振込口座情報」や「ギフト送付先」を変更したい場合は、申請した月末まででしたらママページより変更可能です。

妊婦のための支援給付金（2回目）を受給するには、「胎児の数の届出」の申請が必要です。

妊婦のための支援給付金（2回目）の給付時期は、申請内容に不備がなければ**新生児訪問**を受けた月の翌々月に給付予定です。なお、ママページに入力した「振込口座情報」や「ギフト送付先」等を変更したい場合は、新生児訪問をお受けになった月末まででしたら、ママページより変更可能です。

※新生児訪問は別途申請が必要です。

江戸川区から転出後に「胎児の数の届出」をされた方は**江戸川区では給付できません。**転出先の自治体へご相談ください。

複数の自治体から受け取ることはできません（転入の方は、転入前の自治体に確認させていただきます。）

妊婦のための支援給付事業に関しては、江戸川区妊婦のための支援給付事業コールセンターへお問い合わせいただくか、区ホームページをご覧ください。